

2022 年 6 月 29 日改正

定 款

プレス工業株式会社

プレス工業株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条

当社は、プレス工業株式会社と称し、英文ではPRESS KOGYO CO. , LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第2条

当社は、本店を川崎市に置く。

(目的)

第3条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の品目の開発、製造および販売

① 各種自動車および部品、鉄道車両部品、その他金属製品、樹脂製品ならびにセラミックス製品

② 各種機械、器具、装置および型治工具

(2) 前号の事業に関連するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術指導ならびに前号各品目に関連する発明考案、デザイン、ノウハウ、技術情報等の開発、売買、供与および仲介

(3) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および駐車場の経営

(4) 総合リース業

(5) 自動車整備業

(6) 教育、スポーツ、展示場、飲食、宿泊等の施設およびこれらに付帯する売店等の施設の運営および管理

(7) 機械器具設置工事業および電気工事業

(8) 前各号に付帯関連する一切の事業

(機関)

第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条

当会社の株式および新株予約権に関する取り扱いならびに手数料等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第17条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

第24条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。

ただし、緊急の必要あるときまたは取締役全員の同意あるときは、この限りでない。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会に

において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第27条

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（相談役および顧問）

第28条

取締役会は、その決議によって、相談役または顧問を嘱託することができる。

（取締役の報酬等）

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集）

第32条

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。

ただし、緊急の必要あるときまたは監査等委員全員の同意あるときは、この限りでない。

（監査等委員会規則）

第33条

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）をする。

(中間配当金)

第39条

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第40条

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条

当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上